

者であり法令を遵守すべき議員として、その品位と名誉を損なうおそれのある行為であると考えます。

(3) 農地賃貸収入に係る所得税の確定申告の

必要性の認識について

審査対象者は、新聞報道後、水口税務署へ赴いて自身の当該不動産収入に係る申告漏れについて調査官に説明を行い、修正申告を行った上、所得税の納付、市県民税および国民健康保険税の過年度分納付を行った。しかし、当初は請負業者から支払調書が送付されなかったことを理由に当該不動産収入に係

る申告を行っておらず、所得税法に規定する確定所得申告義務に抵触するおそれがあるものと判断する。

政治倫理基準違反行為の存否について

公職にある者は、法令を遵守することが求められているのみならず、少しでも法令に抵触する疑いのある行為は極力回避する必要がある。しかし、上記で検討したように、農地転用許可および確定申告に関しては、審査対象者の行為は法律違反のおそれがある。審査対象者は勘違いや失念によるもので故意ではないことを主張するが、議員に求められる資質

を考慮すれば軽率の誹りは免れない。同時に、農地の原状回復についても、違法ではないが農地法の主旨を実現する上で、審査対象者の行為は必要かつ十分なものは言い難いものであった。

政治倫理基準(条例第4条第1項第1号)違反を認定する。

以上のことから、審査対象者が既に議会で説明と謝罪を行っており、市民に対する説明も一定程度行っていることなど考慮すべき要素もあるものの、審査対象者の本件審査対象となった行為は、条例第4条第1項第1号に定める「市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれ

のある一切の行為を厳に慎み、その品位と名誉を損なうおそれのある行為をしないこと」に反すると判断する。よって、本審査会は、政治倫理基準(条例第4条第1項第1号)違反を認定する。

政治倫理審査会の判断を受けて

※審査結果報告書から抜粋しています。
政治倫理審査会の結果を受け、議長から「厳重注意」を行いました。本人からは「真摯に受けとめます」とのことでした。

湖南省議会として

湖南省議会としましては、議員一人ひとりが、いま一度、市民全体の代表者であり、奉仕者であるという議員の本質に立ち返り、政治倫理そのものに対する見識を高めること、そして、公職にある者の立場について再度自省すること、これらについて深く認識し再発防止に努めてまいります。

市民の皆様には、これまでの間、長きにわたり本議会に対する不信感を与えることとなってしまいました。ここに改めて深くお詫び申し上げます。

最後になりましたが、わたしたち議員は、市民の皆様の代表であることを常に自覚するとともに、品位を保持し、識見を涵養するよう努めることが求められています。

このことを常に念頭に置き、公正で開かれた市政の発展に努めてまいります。

審査結果報告書の全文や政治倫理審査会の審査経過はホームページからご覧いただけます。

湖南省 政治倫理審査会



加藤議員

検索